

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市花住坂二丁目における物損事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月4日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和6年4月15日に発生した京田辺市花住坂二丁目における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

20,857円

2 損害賠償の相手方

市内在住者

3 事故の概要

令和6年4月15日午前10時30分頃、京田辺市花住坂二丁目において、粗大ごみの収集中に積み荷のイスが落下したが、気付かずに走行し、相手方がガレージから車両を発進させた際、路上にあったイスに接触し損害を与えたもの。